

## 児童福祉専門分科会について

### 1 審議内容

寝屋川市社会福祉審議会規則（平成 31 年寝屋川市規則第 50 号）第 6 条第 1 項第 3 号の規定により、以下に掲げる事項について審議します。

- (1) 児童の福祉に関する事項
- (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 15 第 4 項及び第 35 条第 6 項に規定する認可に関する事項
- (3) 児童福祉施設の設置者に対する事業の停止命令に関する事項
- (4) 認可外保育施設の事業停止命令又は施設の閉鎖命令に関する事項
- (5) 家庭的保育事業者等に対する設備及び運営の向上のための勧告に関する事項
- (6) 放課後児童健全育成事業者に対する設備及び運営の向上のための勧告に関する事項
- (7) 児童福祉施設の整備のうち重要事項についての審査に関する事項
- (8) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 17 条第 3 項に規定する認可、同法第 21 条第 2 項に規定する命令及び同法第 22 条第 2 項に規定する認可の取消しに関する事項
- (9) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 7 条の規定により社会福祉審議会の権限に属せられた事項
- (10) 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 7 条の規定により社会福祉審議会の権限に属せられた事項

### 2 実施状況（全 4 回）

開催日	案件
令和 2 年 3 月 16 日	・ 幼保連携認定こども園の認可 （幼保連携型認定こども園（仮称）ひまわり保育園、幼保連携型認定こども園（仮称）ひなぎく保育園）

開催日	案件
令和3年1月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童福祉施設の整備のうち重要事項についての審査 (明德保育園 老朽化に伴う改築工事)</li> </ul>
令和3年2月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼保連携認定こども園の認可 (幼保連携型認定こども園(仮称) 認定こども園 寝屋川めぐみ園)</li> </ul>
令和4年1月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議の公開、非公開の決定</li> <li>・ 児童福祉施設の整備のうち重要事項に関する審査(ゆりかご保育園の改築工事)</li> <li>・ 児童福祉施設の整備のうち重要事項に関する審査(三井中央幼稚園の改築工事)</li> </ul>

### 3 今後の開催予定について

審議会の開催については、施設整備及び認可に関する事案がある場合に適宜開催いたします。

#### (1) 開催時期

例年、12月又は1月頃に開催

#### (2) 開催方法

議案書を作成の上、事前に委員へ諮問内容の書類を郵送又は電子データにて送付します。当日、内容について1時間程度審議を行います。